



JONES DAY
COMMENTARY

ミャンマー、ニューヨーク条約署名へ

(注: 本コメントリーは 2013 年 3 月公表の英語版 Myanmar to sign New York Convention の日本語訳である。)

数ヶ月にわたる議論の末、ミャンマー議会は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（通称ニューヨーク条約）に調印する計画を承認した。これは、従前孤立していた政権が、経済を自由化していくための更なる一歩であり、外国投資法や検閲法を含む、他の重要分野における有望な改革に続くものである。

この提議は、外国人投資家らにとっては朗報であり、ミャンマーにおいて外国仲裁判断が執行可能となる確実性を高めるものとして評価されよう。とはいえ、ミャンマーの現在の法的枠組みの下で、国際的な義務がどのように履行されるのかは不明である。

意義

ニューヨーク条約は、1958 年に成立し、現在では 148 カ国の締約国を有している。この条約の締約国は、書面による仲裁合意を拘束力のあるものと認め、外国仲裁判断を国内仲裁判断と同等のものとして執行することが求められる。仲裁判断の執行は、その判断が仲裁付託の範囲を超えている場合など、ごく限られた場合にのみ拒絶することができる。このことは、締約国において、外国判決を執行するよりも外国仲裁判断を執行することの方が、多くの場合、はるかに容易であることを意味する。

ミャンマーは、ニューヨーク条約の前身である 1929 年外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約の締約国であるが、この条約には実施上の制約があり、また比較的締約国が少ない。ミャンマーの現在の仲裁法は、植民地時代に遡るもので、国際仲裁について規定がなされていない。ミャンマーがニューヨーク条約に加盟する際には、ミャンマー国内法を以下の点を保証するような内容に改正する必要がある。

- ・当事者が書面による仲裁合意を結んでいた案件がミャンマーの裁判所に提訴された場合、裁判所は、いずれかの当事者からの請求により、案件を仲裁に委ねなければならない。

- ・外国人投資家が、ミャンマー国内に資産を有する事業体に対する外国仲裁判断を取得した場合、ミャンマーの裁判所は、（ごく限られた場合を除き）その判断を承認し、執行しなければならない。

履行上の問題点

世界で最良の法律も、きちんと適用されなければ役には立たない。ニューヨーク条約への署名を推奨した議会委員会の一員であったアウンサンスーチー

は、国営新聞「ニュー・ライト・オブ・ミャンマー」で以下のように述べたと伝えられている¹。

“経済を成功させることは、全て信頼に懸かっています。たとえどのような法律が制定されようと、どのような合意が締結されようと、潜在的投資家は、その国の（政治）情勢に対して信頼を持ってない限り、投資をすることはしないでしよう。”

ミャンマーがニューヨーク条約に加盟し、有効な国内法改正を可決させたとしても、新しい法律が一貫して、また偏りなく実施されるかについては不透明である。国連の特別報告者によれば、ミャンマーの裁判官は独立しておらず、反体制派の人のために活動する弁護士は、しばしば恣意的に弁護士資格を剥奪されている²。他の多くの経済分野と同様に、司法及び法律の専門家は深刻な能力不足に悩まされている。国連の特別報告者は、この問題を2012年3月の報告書の中で以下のように強調した³。

“法改正に向けた努力にもかかわらず、現行憲法下において、ミャンマーでは、独立し、偏りがなく、効果的な司法制度が欠如している。最高裁判所の裁判長及び他の裁判官との会議において、特別報告者は、能力または機能面における課題及び乖離に対する認識不足や、過去の報告者による勧告内容に取り組みようとする意欲の欠如を認めた。”

状況は、この一年間好転していないようである。今月初めに公表された報告書案の中で、特別報告者は次のように記載している⁴。

“司法権が政府の行政部からの独立に向かっていく証拠は見当たらない。特別報告者は、政府に対し、以前に勧告したように、ミャンマーにおける改革過程の中でのこうした側面にもっと注意を払うよう、強く迫っている。”

政治的リスク

より大局的にいえば、ミャンマーの外国人投資家は未だに厳しい政治的リスクに直面している。ヤンゴンのホテルは満室で、商魂たくましい路上の物売りたちは、新しい外国投資法のコピーを売り歩いているが、目の前には多くの課題が山積している。軍が新しい議会の議席のうち、25%を維持しており、憲法改正についての拒否権を保持している。自由化への歩みはのろく、不安定化を避けるためには、その自由化は民衆の要求と既得権益の双方を満たす必要がある。

結論

ニューヨーク条約に署名するという提案は、有望な進展であり、また他の改革と併せて、ミャンマーの将来について慎重ながらも楽観視する理由となるものである。条約が適切に実施され、司法制度が漸次改善すれば、外国人投資家は、仲裁合意や仲裁判断がミャンマーにおいても尊重されることについてある程度確信を持てるようになるであろう。

もちろん、ニューヨーク条約に加盟している他の国に所在するミャンマーの事業体の資産に対しては、外国人投資家が、従前どおり外国仲裁判断を執行することができることに変わりはない。そうした理由から、外国人投資家は、可能であれば、紛争解決をミャンマーの裁判所の管轄に委ねるよりもむしろ、慎重を期して、シンガポールや香港のような中立的な場所での仲裁を求めることになるであろう。

¹ Justin Heifetz “New hope for foreign investment as Myanmar signs Convention,” *The Myanmar Times* (March 7, 2013), available at <http://www.mmmtimes.com/index.php/business/4462-new-hope-for-foreign-investment-as-myanmar-signs-convention.html>

² Tomás Ojea Quintana, *Progress report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar* (United Nations General Assembly, A/HRC/19/67, March 7, 2012) at [12-13].

³ 同書[12].

⁴ Tomás Ojea Quintana, *Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar—Advance Unedited Version* (United Nations General Assembly, A/HRC/22/58, March 6, 2013) at [63].

弁護士へのコンタクト

更に詳しい情報をお求めの場合は、最寄りの事務所の代表者又は以下に掲げた弁護士にお尋ね下さい。一般的な E メールでのメッセージは、www.jonesday.com からご覧頂ける“Contact Us”フォームを利用して送信頂けます。

Phillip Georgiou
Hong Kong / Singapore
+852.3189.7312 / +65.6233.5992
pgeorgiou@jonesday.com

Matthew J. Skinner
Singapore
+65.6233.5502
mkskinner@jonesday.com

John Rainbird
Singapore
+65.6233.5512
jrainbird@jonesday.com

本コメントリーの日本語訳作成者

山田 亨
tyamada@jonesday.com

大山 剛志
toyama@jonesday.com

外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939

FAX 03-5401-2725

www.jonesday.com

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の実事関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、(なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します)、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト(www.jonesday.com)にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。